（傷病手当金）

第十四条　傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一～五　［略］

六　障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金及び障害手当金（以下この号及び次項第三号において「障害厚生年金等」という。）の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金等の名称、金額、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書又はこれに準ずる書類（以下「年金証書等」という。）の記号番号

七　法第二十五条において準用する組合法第六十六条第八項に規定する退職老齢年金給付（以下「退職老齢年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、当該退職老齢年金給付の名称、金額、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

八　［略］

九　同一の傷病に関し、法第二十五条において準用する組合法第六十六条第十四項に規定する休業給付等の支給を受け、又は受けようとする場合は、その旨

十　［略］

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　［略］

三　前項第六号に該当するとき（事業団から支給を受けるときを除く。）は、障害厚生年金等の年金証書等の写し及び直近の額を証明する書類

四　前項第七号に該当するとき（事業団から支給を受けるときを除く。）は、退職老齢年金給付の年金証書等の写し及び直近の額を証明する書類

3・4　［略］

［条を削る。］

第二章の二　福祉事業

（法第二十六条第三項の文部科学省令で定める者等）

第三十二条の三　法第二十六条第三項の文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他のものであつて、その使用する加入者等（法第二十六条第一項第一号に規定する加入者等をいう。以下この条、次条及び第三十二条の五において同じ。）に対し健康診断（高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を実施しているもの（労働安全衛生法その他の法令に基づき健康診断を実施する責務を有する者を除く。）

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船舶所有者及び同法第五条第一項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者

（傷病手当金）

第十四条　［同上］

一～五　［同上］

六　障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金及び障害手当金の支給決定の有無

七　法第二十五条において準用する組合法第六十六条第八項に規定する退職老齢年金給付（以下「退職老齢年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、当該退職老齢年金給付の名称、金額、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書又はこれに準ずる書類（以下「年金証書等」という。）の記号番号

八　［同上］

［号を加える。］

九　［同上］

2　［同上］

一・二　［同上］

［号を加える。］

三　前項第七号に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し及び当該退職老齢年金給付の直近の額を証明する書類

3・4　［同上］

（療養の給付等に関する記録の提供）

第十六条の五　事業団は、加入者又はその被扶養者の求めに応じ、当該加入者又はその被扶養者の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該加入者又はその被扶養者に対し、事業団が保有する当該加入者又はその被扶養者が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的方法により提供することができる。

［章を加える。］

［条を加える。］